

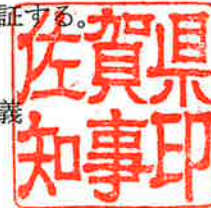
産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県杵島郡白石町大字福富3209番地4

氏名 サガ・コア&カッター工業株式会社
代表取締役 本山 義訓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年（2024年）10月3日

許可の有効年月日 令和11年（2029年）10月2日

1. 事業の範囲

中間処理業（脱水）

産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限る。）

以上1種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	脱水施設（移動式）	脱水施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（脱水）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（脱水）にある産業廃棄物の種類の全て
設置（保管）場所	佐賀県杵島郡白石町大字福富下分字一ノ間1765番1	佐賀県杵島郡白石町大字福富下分字一ノ間1763番1
設置年月日	令和元年6月18日	令和5年4月29日
処理能力	4.8 m ³ /日（8時間）	8.8 m ³ /日（8時間）

3. 許可の条件

施設を移動して使用する場合は、排出事業場内での作業に限り、民家から20mの距離を確保すること。
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年10月3日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。